

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和5年3月24日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した前田森林公園・山口緑地・星置公園及び明日風公園の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び令和7年3月24日付けで締結した改定協定書（以下「令和6年度改定協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第18条5項の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 令和6年度改定協定書により加えられた第18条第3項の表を、次のとおり改める。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
－	974千円	4,451千円	4,451千円	4,451千円

第2条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年 3 月 2 日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

代表者 公益財団法人札幌市公園緑化
理事長 前田 明寿

